

議案第 6 4 号 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正
する条例

福祉部障害福祉課

1 改正の概要

令和 5 年 6 月 9 日に公布されたマイナンバー法等の一部改正法において、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、従来の健康保険証が発行されなくなり、発行済みの健康保険証については、有効期間が改正法施行後最大 1 年間とされた。これにより、令和 7 年 1 2 月 2 日以降は、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認及び資格確認書等によって、保険情報を確認することとなった。

重度心身障害者医療費の助成については、保険診療の自己負担分を助成する制度であり、健康保険証を提示して受けた医療でなければ助成できないものであるため、健康保険証自体が廃止となる上記の法改正に対応する必要があるため改正する。

令和 7 年 3 月 2 8 日に埼玉県より、令和 8 年 1 月 1 日から重度心身障害者医療費の助成における、精神保健福祉手帳 2 級所持者への対象者拡大を行うことが示された。

重度心身障害者医療費の助成については、地方自治体独自の制度であるため、上記の対象者拡大が直接影響するものではないが、精神科通院の必要性があるにも関わらず、精神科の受診を控えた場合、症状の再発及び重症化等のリスクがあり、社会参加及び就労継続等を妨げる要因となりえるため、定期通院等を促進し、精神障害者が積極的に社会参加等を行えるように支援を行うため改正する。

2 改正の内容

①保険情報の確認方法変更

現行の重度心身障害者医療費の助成においては、健康保険証を提出し、保険情報の確認を受けることが必要であるが、法改正により健康保険証が廃止となるため、オンライン資格確認等による確認のみで助成を受けられるよう改正する。

②助成対象者の精神保健福祉手帳 2 級所持者への拡大

現行の重度心身障害者医療費の助成においては、精神保健福祉手帳であれば１級所持者のみが助成対象であったが、２級所持者についても、自立支援医療（精神通院）の自己負担分を助成するよう改正する。

３ 施行期日

令和８年１月１日または公布の日

担当

福祉部障害福祉課障害給付係

電話４６３－１５９９